

事務連絡
令和7年3月24日

各農政局生産部環境・技術課長 殿
北海道農政事務所生産経営産業部生産支援課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課長 殿

農林水産省農産局技術普及課
スマート・サービスユニット
機械・安全ユニット

農業用ドローンの活用に関するQ&Aの周知等について

スマート農業技術の一つである農業用ドローンによる農薬等の空中散布については、航空法に基づき、事前に国土交通大臣から許可・承認を受けることで、完全自動運航等も含め実施可能となっておりますが、農業現場における同法に基づく制度への正しい理解が不十分である状況にあるため、今般、国土交通省と協力し、「農業用ドローンの活用に関するQ&A」を作成いたしました。

本件について、農業用ドローンの活用に係る正しい理解が浸透するよう、管内都道府県に対して農業者等への周知を行うよう御依頼願います。

また、スマート農業技術の普及に際しては、農業現場における関係法令に対する正しい理解が必要となりますが、今般の農業用ドローンに関する手続きの件のように、法令及びその運用への理解が不十分であることを理由にスマート農業技術の利用拡大に支障が生ずる可能性のある情報を得た際は、速やかに下記担当まで御照会くださいますよう併せてお願い申し上げます。

担当：
農林水産省農産局技術普及課
スマート・サービスユニット：滝本、前川
機械・安全ユニット：宮本、金子
TEL：03-6744-2107

農業用ドローンの活用に関する Q & A

令和 7 年 3 月
国土交通省
農林水産省

※ ドローンにより農薬散布を行う際は、国土交通大臣の承認を得るに当たり、飛行範囲の外側に立入管理区画を設ける等の措置を講じる場合を除き、原則、補助者の設置が必要となります。

Q 完全自動運航を認めてほしい

A 航空法では、離陸から着陸までの完全自動運航は禁止していません。完全自動運航を行う際には、不具合発生時の対応も含めて操作介入等を必要としない機能を有する設計であり、かつ、その機能に関して十分な信頼性を有することを製造者が証明できる場合を除き、原則として非常時にオペレーターが操作介入できるようにしておく必要があります。

Q オペレーター 1 人での複数機の運航を認めてほしい

A 航空法では、オペレーター 1 人での複数機の運航は禁止していません。

Q ほ場ごとの飛行日誌の作成を 1 日単位の作成にしてほしい

A 単一の飛行エリア内で同一ミッションの飛行を連続的に実施する場合は、複数回飛行させても、飛行記録はまとめて記載可能です。
途中で電源の停止やバッテリーの交換、作動を行ったとしても 1 飛行として取り扱います。